



毎月 1 回 1 日 発行

発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-8(新小伝馬町ビル 6F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：西村浩一

編集委員会：津島存佐 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥

野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



令和 2 年 7 月梅雨前線豪雨により被災した佐奈河内川で災害復旧助成事業が令和 7 年 3 月完了
事業延長 2.36km、土工、護岸工、落差工 9 基、橋梁工 4 橋、堰改築工 2 基
(写真提供：長崎県、令和 2 年発生災害採択事例集掲載事業)

目 次

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨関連の災害緊急調査を実施……………	2
令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害についての激甚災害及びこれに適用すべき措置の 見込みについて（第 2 回）……………	3
8 月 6 日からの大雨による被災に対し大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び 事前ルールを適用……………	5
9 月 1 日、首都圏直下地震を想定した防災訓練を実施……………	7
防災ヘリ「はるかぜ」による新燃岳の上空調査を TEC-FORCE アドバイザーとともに実施……	8
トカラ列島地震に伴う十島村への支援……………	9
令和 7 年 1 月 28 日埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ道路占用物件の維持管理基準を強化……	10
「災害査定の留意点」第 38 回 水道施設の災害査定事例②……………水管理・国土保全局防災課…	14
協会だより 災害復旧技術専門家の登録証伝達式のご紹介（鹿児島県、茨城県）……………	17
被害報告……………令和 7 年 7 月 31 日現在…	19

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和7年8月6日からの大雨関連

国土交通本省災害査定官を鹿児島県へ派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和7年8月6日からの大雨関連の災害緊急調査を実施～

令和7年8月21日 水管理・国土保全局防災課

令和7年8月6日からの大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を鹿児島県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和7年8月25日(月)～26日(火)

○派遣先：鹿児島県内の河川・道路等

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局

防災課 災害査定官

児玉 光広（こだま みつひろ）

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害についての 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定 見込みについて（第 2 回）

令和 7 年 8 月 25 日 内閣府政策統括官（防災担当）

令和 7 年 8 月 18 日に「令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害」として農地等の激甚災害の指定見込みを公表しておりますが、その後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の進展により、下記の措置を適用する見込みとなりましたので、適用措置を追加公表するものです。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害についての激甚災害及びこれに対し 適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

☐：追加指定する見込みとなった適用措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条、第 4 条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去 5 か年の実績の平均では公共土木施設等は 71%→84%に嵩上げ）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要

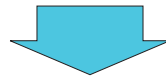
(令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害)

 : 追加指定する見込みとなった適用措置

(第 3 ・ 4 条) 公共土木施設災害復旧事業等

< 通常の災害時の措置 > (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設 (河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 71% (地方負担分への交付税措置を加えると 98.6%)
(過去 5 カ年の実績の平均)



< 激甚災害指定時の措置 >

- 補助率等を嵩上げ 71% ⇒ 84% (地方負担分への交付税措置を加えると 99.2%)
(過去 5 カ年の実績の平均)
- ※ プール計算方式 (個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

※ 激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨関連

8 月 6 日からの大雨により被災した、 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化） 及び事前ルールを適用します～

令和 7 年 8 月 25 日 水管理・国土保全局 防災課
都市局都市安全課

「8 月 6 日からの大雨による災害（仮称）」について、激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことから、国土交通省では被災した公共土木施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」^{※1}を適用します。

豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きを迅速にする効率化が可能となります。

※ 1 平成 29 年 1 月 13 日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

<対象区域>

県：新潟県、富山県、石川県、山口県、福岡県、
熊本県、鹿児島県
政令指定都市：福岡市、熊本市

- ・対象区域は、21 日現在の被害報告件数により決定しており、上記以外の区域においては必要に応じ個別に対応する。

<災害査定の効率化（簡素化）の主な内容>

- 書面による査定上限額の引上げ（机上査定 of 拡大）
により査定に要する時間や人員を大幅に縮減
 - ・書面による査定 of 上限額を通常 of 1,000 万円未満から引き上げる^{※2}。

- 現地で決定できる災害復旧事業費 of 金額 of 引上げ
により早期 of 災害復旧を実施
 - ・現地で決定できる災害復旧事業費 of 金額を通常 of 4 億円未満から引き上げる^{※2}。

○設計図書の簡素化により早期 of 災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○早期確認型査定^{※3}による地域 of 早期復旧

- ・従来の査定よりも早い段階で被災状況を確認することや災害査定官等による技術的助言を行うことで、手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定 of 申請」及び「災害復旧工事 of 着手」の 2 つをスピードアップし、災害復旧全体 of 迅速化を図る。

※ 2 引上げ額については後日発表する

※ 3 対象市町村については後日発表す

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化



別添

【事前ルール化】

■対象とする大規模災害(大規模査定方針 第二)

○カテゴリーS: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)**が**設置**された災害(過去の事例: 東日本大震災(H23))

○カテゴリーA: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害
(過去の事例: 令和6年能登半島地震(R6)、梅雨前線豪雨等(R5)、台風第14号、第15号の暴風雨等(R4)、梅雨前線豪雨等(R2)、東日本台風(R元))

■対象区域(大規模災害査定方針 第四)

○当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、**過去五箇年の平均箇所数**(激甚災害に係るものを除く)**を超えた**区域

⇒**カテゴリーS・Aの災害**かつ**対象区域**の要件を満たした場合、**効率化(簡素化)の①～④**を実施可能
さらに、以下の条件も満たした場合、**⑤早期確認型査定**も実施可能

■被災箇所数(大規模査定方針 第十一)

○被災箇所数が市(指定都市を除く)においては**60箇所**、町においては**30箇所**、村においては**20箇所**を超える場合

【災害査定の手続きの効率化(簡素化)の内容】

①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは**申請予定箇所の概ね9割**、カテゴリーAは**申請予定箇所の概ね7割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 1,000万円未満) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 2,000万円)

: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮

②**採択保留金額の引上げ**(カテゴリーSは**採択保留件数の概ね9割**、カテゴリーAは**採択保留件数の概ね6割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円以上) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)

: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能

③**設計書に添付する図面等の効率化**

: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

④**一箇所工事の取扱い**

: 被災した箇所が100mを超える箇所であっても統合可能、被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に分割可能

⑤**早期確認型査定**

: 申請時(前査定)の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る

いのちとくらしをまもる 防災減災

首都直下地震を想定した防災訓練を実施します

～ 9 月 1 日、国土交通省 緊急災害対策本部会議の運営訓練を実施～

令和 7 年 8 月 28 日 水管理・国土保全局防災課
大臣官房参事官(運輸安全防災)

国土交通省では、「防災の日」に関する取組の一環として、「国土交通省地震防災訓練」を実施しています。

本年は、9 月 1 日に、東京都 23 区を震源とする首都直下地震発生（7：00 発生想定）から約 6 時間後の状況を想定し、国土交通省緊急災害対策本部会議の運営訓練を実施します。

本部会議運営訓練では、「発災時の災害情報の収集・伝達・共有体制の確認」、「関東地方整備局、関東運輸局等とのテレビ会議」を実施します。

また同日、職員の非常参集訓練及び安否確認訓練を行います。

1. 訓練実施日時等

(1) 国土交通省緊急災害対策本部会議運営訓練

- ① 実施日時：9 月 1 日(月) 9：50～10：20
- ② 実施場所：国土交通省防災センター
(中央合同庁舎第 2 号館 14 階)
- ③ 訓練参加者：国土交通省緊急災害対策本部
構成員

本部長：国土交通大臣
本部長代行：国土交通副大臣、
国土交通大臣政務官
副本部長：事務次官他本部構成員等
※一部構成員はオンラインにより参加

(2) 職員の非常参集訓練及び安否確認訓練

- ① 実施日時：9 月 1 日(月) 7：00
- ② 訓練対象者：
非常参集訓練…参集要員（災害時に業務継続
を担う職員等）
安否確認訓練…全職員



訓練中の防災センターの状況（令和 5 年 9 月 1 日）

防災ヘリ「はるかぜ」による霧島山（新燃岳）の上空調査を TEC-FORCE アドバイザーとともに実施します

令和7年7月14日 九州地方整備局

○霧島山（新燃岳）においては、令和7年6月22日に7年ぶりの噴火が観測され、現在も噴火が続いている状況です。新燃岳噴火に伴う火山灰の堆積状況を確認するため、防災ヘリ「はるかぜ」にて上空から調査を実施します。

○この調査にあたっては、九州地方整備局「TEC-FORCE」と学識経験者「TEC-FORCE アドバイザー(※)(TEC-Doctor)」が合同で調査を行います。なお、「TEC-FORCE アドバイザー」の活用は全国初となります。

※TEC-FORCE アドバイザーとは

河川・道路・砂防・港湾施設等が災害等により損傷した場合に、調査・復旧方法の選定等に関する助言等を行って頂く学識経験者です。従来の TEC-Doctor と同様の活動になります。

○防災ヘリによる調査予定行程

7月15日(火)

11:30 奈多ヘリポート離陸
13:30頃～ 降灰状況調査（新燃岳）
※鹿児島空港にて状況確認
16:00頃 鹿児島空港内会議室（別紙参照）
にて会見予定
天候等により、時間変更及び調査
中止の可能性あり。

○上空調査の実施機関

TEC-FORCE アドバイザー

鹿児島大学 名誉教授 地頭 隆

宮崎大学 教授 清水 収

TEC-FORCE

国土交通省職員 4名

トカラ列島地震に伴う十島村への支援を行いました。

～悪石島の安全確認を支援～

令和 7 年 8 月 1 日 九州地方整備局

○九州地方整備局では、令和 7 年 6 月 21 日から発生しているトカラ列島近海を震源とする地震に伴い、十島村役場からの要請により、悪石島における二次被害防止を目的とし、道路等の安全確認を支援するため、現地にカメラを設置しました。

○カメラ設置にあたっては、「九州地方整備局 TEC-FORCE」と「TEC-FORCE パートナー」が協働で実施しました。

○「TEC-FORCE パートナー」の活動は全国初となります。

※ TEC-FORCE パートナーとは

災害協定に基づき、災害時に活躍いただいている民間企業等を「TEC-FORCE パートナー」として位置づけ、自治体支援において「TEC-FORCE」と一体的に活動を行うものです。

○カメラ設置（悪石島）

7 月 31 日（木） カメラ設置作業完了

※今回設置したカメラの映像は十島村役場のみ確認できます。

○作業体制

TEC-FORCE

〈九州地方整備局職員〉 2 名

TEC-FORCE パートナー

〈(株)ケーネス〉 2 名

トカラ列島地震に伴う十島村（悪石島）への支援

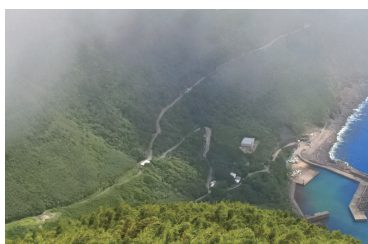
○十島村役場からの要請により、悪石島における二次被害防止を目的とし、道路等の安全確認を支援するため、現地にカメラを設置しました。
○カメラ設置にあたっては、「九州地方整備局 TEC-FORCE」と「TEC-FORCE パートナー」が協働で実施しました。
○「TEC-FORCE パートナー」の活動は全国初となります。



▲TEC-FORCEとTEC-FORCEパートナーの出発式



▲悪石島 カメラ設置状況



▲悪石島 カメラによる映像（イメージ）



▲十島村役場 カメラ映像確認

「道路法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

～ 占用物件の維持管理の基準を強化します～

令和 7 年 7 月 25 日 道路局 路政課
国道・技術課

道路法施行規則の一部を改正する省令が本日、公布されました。本省令の施行に伴い、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占用者に対して、占用物件の安全性に関する報告及び地下占用物連絡会議等が必要と認める場合における点検結果等の報告を求めることとします。

1. 背 景

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」にて、関係者間におけるリスク情報の共有のあり方等について議論されており、道路管理者と道路占用者との連携強化が求められております。

直轄国道においては、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年 5 月 30 日）」により、占用物件の占用期間満了に伴う更新時等における道路占用者による書面の提出等をもって、道路管理者は、占用物件の安全性について確認を行っております。一方で、地方公共団体が管理する道路については、国と同様の取組を実施している都道府県は全体の約 6 割、市町村は約 2 割にとどまっており、占用物件の管理状況が十分に道路管理者に共有されていない状況にあります。

また、今般の道路陥没事故の発生を受け、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、本年 4 月より、各都道府県において、道路管理者と道路占用者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐための取組の状況共有などを行う場として地下占用物連絡会議が設置されており、占用物件の規模や種類、場所等も考慮しながら、こうした取組をさらに進める必要があります。

2. 概 要

道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 5 の 5 を改正し、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、以下の 2 点を占用物件の維持管理の基準として位置づけることとします。

- ・道路占用者は、占用物件の区分ごとに定める時期（電柱、電線及び地下管路等にあつては、占用の期間の更新時及び 5 年に 1 回、それ以外の占用物件にあつては占用の期間の更新時）に、道路管理者に対して占用物件の安全性を確認した旨を報告すること
 - ・電柱、電線及び地下管路等の占用者にあつては、道路管理者（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する協議会等が組織されている場合には、当該協議会等）が定める期間ごとに、点検の実施状況や結果等の占用物件の維持管理の状況に関する事項について報告を行うこと
- ※地下占用物連絡会議は、道路法第 28 条の 2 第 1 項の協議会として設置。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 7 年 7 月 25 日

施 行：令和 8 年 4 月 1 日

地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

➤直轄国道では占有者に対して占有物の管理状況を報告する義務を占有許可条件として規定。

占有物件の維持管理について

■ 運用規定

「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年5月30日）」（運用）

※ 直轄国道においては、占有者から道路管理者への報告義務を許可条件として規定。

※ 自治体には技術的助言として送付。



都道府県では、約 64 %（30自治体／47都道府県）
市区町村では、約 17 %（198自治体／1,198自治体※）

※1,741市区町村のうち回答のあった自治体
（令和7年2月28日時点）

において、ガイドラインを踏まえ、国と同様の取組を行っている。

関係箇所

■ 道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン（抄）

第3 占有許可事務における道路管理者の対応

1 許可審査における確認事項

(2) 占有物件の安全性

占有物件の占有期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況について確認すること。

2 許可条件

(2) 物件の種別に応じて附すべき許可条件

ア 第4の1に定める確認が必要な占有物件 ※

・「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から…
占有許可後、5年が経過する時期を基本として、…占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること」

※ その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件並びに跨道橋

宛名（道路管理者）

【報告様式】
氏名

占有許可物件の安全性について

占有物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占有物件の名称	占有物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占有物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～
(令和7年5月28日下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会)

- 国管理道路では、地下占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定しているが、同様の取組を行っている自治体は一部にとどまっている。また、管理状況の報告についても安全性を確認したことを証する書面のみの提出となっている。
- 道路地下空間情報の統合化の実現を図るためにも、自治体管理道路を含め地下占用物の安全性を確認した旨や、点検結果などを報告するなど共有を図ることを制度化するとともに占用許可条件として規定する仕組みを検討すべきである。

⇒上記を踏まえ、占用物の維持管理に関する基準を定めた道路法施行規則を改正し、占用者に対して以下の報告を求めることを規定。

直轄の取組の横展開のための対応

占用物の安全性についての報告

占用物の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告

【報告時期】

- ア) 占用期間の更新時
- イ) 電柱、電線、地下管路等は占用期間が5年を超える場合、ア)に加えて5年が経過する時期

陥没リスクを踏まえた追加的な取組

地下占用物連絡会議※等が必要と認める場合に点検結果等の報告

※道路法第28条の2第1項に規定する協議会

占用物の点検の実施状況及び結果等を道路管理者又は地下占用物連絡会議等への報告

【報告頻度】

- 道路管理者又は地下占用物連絡会議等が定める期間に1回
- ※占用物の規模等を考慮

地下占用事業者との情報共有の強化(管理状況の報告義務)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これを「占用物件」という。)の維持管理をしなければならない。

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄)

(占用物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

二 道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。

イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)

ロ イに掲げるもの以外のもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。

三 前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。))が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。

→ 改正し、追加

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（38）

～水道施設の災害査定事例②～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

前回（7月号）に続き、今号も令和6年災害（令和6年4月1日以降の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の移行後に発生した災害）における水道施設の災害査定事例を紹介します。

水道の1箇所工事の取扱いに倣い、「取水施設・貯水施設・導水施設」、「浄水施設」、「送水施設・配水施設」の3つに分類し、前回は「取水施設・貯水施設・導水施設」の3事例を紹介しました。今号では、「浄水施設」1事例、「送水施設・配水施設」4事例の計5事例（全8事例）を紹介します。なお、事例番号は前回からの連番となっています。

2. 浄水施設

事例4 ろ過池の被災（表－1）

1) 復旧工法

査定のポイント

- ・ろ過砂の被災（写真－1）の判定については、被災後にろ材を洗浄した後（写真－1右上）、日本水道協会規格「水道用濾材」（JWWA A103：2006）の試験項目、試験方法に準じて試験を実施し、過去の試験データと相互比較
- ・通常の洗浄ではろ過砂の機能回復が困難であると判断し、被災したろ層（写真－1右下）の一部を入れ換える工法を災害復旧事業として採択

注意事項

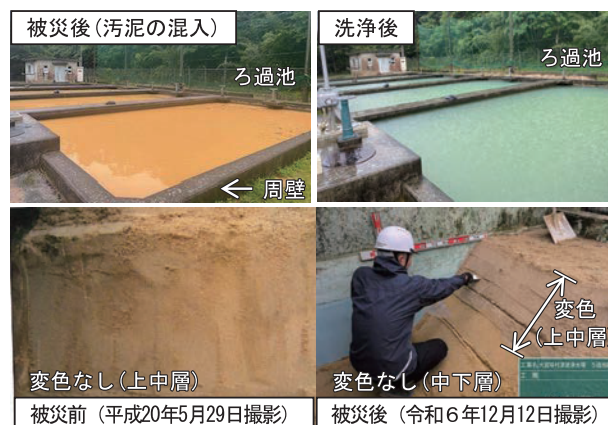
- ・被災後（写真－1右下）のろ過砂の試験結果だけでは、災害により被災したもののなのか、維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたもののなのか

判別できないため、被災前（写真－1左下）の試験データと見比べて値の上昇、異常値を検出するなど、客観的に被災の事実を示す必要があり、日頃の維持管理が重要

- ・試験と目視（変色、写真－1右下）の結果から、不純物が達している深さまでの被災部分を災害復旧事業の対象とした。ろ層全層（被災のない部分）を入れ換えられるものではないことに注意
- ・ろ過砂の洗浄（写真－1右上）は維持管理の範囲に含まれるため、管理者の負担において施行

表－1 ろ過池の被災の情報

施設管理者	大宜味村
異常気象名	11月8日から11月11日までの豪雨
被災位置	沖縄県国頭郡大宜味村
被災施設	ろ過池（緩速用ろ過砂V＝263m ³ ）
被災状況	越水によるろ過砂への汚泥（赤土）の混入（洗浄濁度の上昇、変色）
復旧工法	・ろ過砂の部分的な入れ換え（原形復旧） ・ろ過池周壁天端の嵩上げ（防水処置）



写真－1 ろ過砂の被災

2) 浸水水位までの防水処置

査定のポイント

- ・浸水水位までの防水処置については、①防水壁と②周壁の嵩上げを比較検討した結果、後者の方が経済性、維持管理性に優れているため、これを採択

注意事項

- ・浸水水位（被災水位）を超える浸水想定水位（計画水位）等までの防水処置は、災害復旧事業の範囲を超える改良とみなされるため、不採択
- ・浸水水位までの防水処置をするためには、越水、越波による浸水の痕跡（枯れ草、ゴミ等）を示した写真（写真－2）、動画等が必要



写真－2 浸水水位と浸水の痕跡

3. 送水施設・配水施設

事例5 独立水管橋の被災（表－2）

1) 応急工事

査定のポイント

- ・民生安定上、緊急に施行が必要なことから、応急工法として必要最小限度（延長、管種、管径等）の仮設陸配管（ステンレス製レンタル仮設配管、写真－3右下）を採択

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・水道の災害復旧事業においては、構造物の耐震性を確保することも原形復旧とみなされる（申合第1・16・(2)）ため、被災した独立水管橋（写真－3右上、左下）を最新の道路橋示方書に準拠して復旧することも採択可能
- ・河川を架空横断する方法として、比較検討の結果、独立水管橋に比べ橋梁添架の費用が約半分となる
- ・添架する道路橋（写真－3）は、平成8年道路橋

示方書（公益社団法人日本道路協会）による耐震性能を有しているが、橋梁添架にすると性能低下となってしまうため、経済的に大きなメリットがあることを考慮し、道路橋（橋脚）の耐震補強も含めて災害復旧事業として認めた

- ・被災原因の除去のため、添架位置を上流側ではなく下流側に変更（要綱第3・(二)・イ）

表－2 独立水管橋の被災の情報

施設管理者	酒田市
異常気象名	7月22日から7月29日までの豪雨
被災位置	山形県酒田市
被災施設	送水管（φ250mm、水管橋L=61.7m）
被災状況	上部工主構部、付属設備、管体の破損、落橋、橋脚転倒
復旧工法	橋梁添架



写真－3 独立水管橋の被災と仮設陸配管

事例6 配水管の被災（表－3）

1) 応急工事

査定のポイント

- ・民生安定上、緊急に施行が必要なことから、応急工法として調達可能かつ道路の災害復旧工事に支障とならない必要最小限度（延長、管径等）の仮設陸配管（水道配水用ポリエチレン管、写真－4右）を採択

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・水道の災害復旧事業においては、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設も原形復旧とみなされる（申合第1・16・(2)）ため、被

災したダクトイル鋳鉄管（K 形）から水道配水用ポリエチレン管の布設替えを認めた

- ・道路の災害復旧工事（擁壁工）の盛土材と補強材の範囲を外した布設替えルートとし、延長増（写真－４）も採択（要綱第 3・2・(イ)）

表－3 配水管の被災の情報

施設管理者	酒田市
異常気象名	7月22日から7月29日までの豪雨
被災位置	山形県酒田市
被災施設	配水管（φ150mm、水管橋L=22.8m）
被災状況	道路谷側のり面の崩壊に伴う配水管の継手の外れ
復旧工法	道路災害復旧工事に伴う位置の変更と布設替え



写真－4 配水管の被災（谷側のり面崩壊状況）と仮設陸配管

事例7 橋梁添架管の被災（表－4）

1) 応急工事

査定のポイント

- ・渡河部を仮設陸配管（応急仮工事）、埋設部を復旧工事の一部（応急本工事）として施工し、必要最小限度の応急工法とした

2) 復旧工法

査定のポイント

- ・水管橋のたわみの制限値（ $L/350$ （mm）、 L ＝支間長）を準用。橋梁添架管のたわみ量が制限値を超えたため、被災（写真－5 左）と判定
- ・橋台背面の埋設管の継手の外れ（漏水、写真－5 右）もあり、被災を複数箇所確認したため、橋梁添架管の架替えを採択
- ・水道の災害復旧事業においては、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設も原形復旧とみなされる（申合第 1・16・(2)）ため、被災した鋼管から水道配水用ポリエチレン管への材質の改良も認めた

表－4 橋梁添架管の被災の情報

施設管理者	長門市
異常気象名	11月1日から11月3日までの豪雨
被災位置	山口県長門市
被災施設	配水管（φ80mm、L=17.4m）
被災状況	道路橋の橋脚の沈下に伴う管体の変形、橋台背面の埋設管の継手の外れ
復旧工法	橋梁添架管の架替え



写真－5 橋梁添架管の被災

事例8 カット（表－5）

査定のポイント

- ・仮設配管（取水管渠・導水管 φ150mm、 $L=121.4$ m）のダクトイル鋳鉄管を全損扱いといたため、損料計上としその差額を減額した
- ・被災の事実が確認されていない取水管渠及び取水管渠の復旧延長や工種については、不可視のため、未申請の区間として扱い減額した（その後の調査で、被災の事実が確認されれば、設計変更の協議を申し出ることができる）

表－5 カットの情報

施設管理者	別府市
異常気象名	台風10号
被災位置	大分県別府市
被災施設	・取水管（B=2.0m、H=2.0m、L=10.5m） ・導水管（φ1,650mm、L=82.5m）
被災状況	・取水管の流出 ・取水管渠、取水管、導水管の埋塞
復旧工法	・取水管の復元、取り替え（形状・寸法の変更、材質の改良） ・埋塞土砂の除去

協会だより

災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門家に登録するには、ご本人からの申請と在職してい

た都道府県等の災害担当部局からの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいております。今回、令和 7 年 6 月 16 日付で登録となった鹿児島県 OB の方 3 名、茨城県 OB の方 2 名の伝達式の様子をご紹介します。

鹿児島県

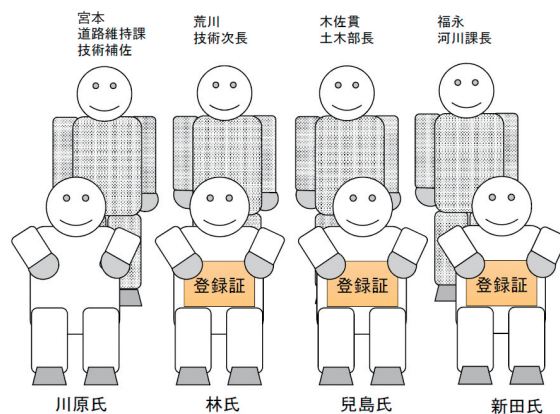
○令和 7 年 8 月 1 日

土木部長木佐貫浄治様から児島優一氏（（一社）鹿児島県建設業協会）、新田福美氏（株みともコンサルタント）、林伸一氏（葉月工業(株)）に登録証を伝達していただきました。鹿児島県から土木部次長荒

川泰二様、河川課長福永和久様、道路維持課技術補佐宮本裕二様に立ち会っていただき、災害復旧技術専門家九州ブロックからは鹿児島県代表川原智明氏が立ち会いました。



写真撮影



茨 城 県

○令和 7 年 8 月 1 日

河川課長橋本則保様から柏谷聡氏（㈱水文環境さ
いたま技術センター）、鈴木敬氏（川崎地質㈱関東
支社水戸営業所）に登録証を伝達していただきまし

た。災害復旧技術専門家関東ブロックからは横田喜
一郎茨城県幹事、海老根隆氏、飯村信夫氏、原部修
一氏が立ち会いました。



原部氏 飯村氏 横田氏 海老根氏 橋本河川課長
鈴木敬氏 柏谷聡氏

令和 7 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 7 年 7 月 31 日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅 雨 前 線 豪 雨		台 風		そ の 他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北 海 道			16	839,000											2	37,000	2	37,000
青 森			2	35,000													16	839,000
岩 手			2														2	35,000
宮 城			30	535,020			1	600,000									31	1,135,020
秋 田					1	50,000											1	50,000
山 形					[1]	[91,193]											[1]	[91,193]
福 島					2	171,193	2	1,100,000									4	1,271,193
埼 玉			1	40,000											1	106,000	1	106,000
新 潟																	1	40,000
富 山	5	841,000	1	200,000	3	650,000	25	869,000									[1]	[144,000]
石 川																	34	2,560,000
福 井	1	550,000			2	400,000											2	400,000
山 梨			1	10,000			2	5,230,000							1	50,000	1	550,000
長 野			13	758,000	1	300,000											3	5,280,000
											1	12,000			1	3,960	16	1,073,960
岐 阜			[2]	[27,000]							(1)	(60,000)					(1)	(60,000)
静 岡			101	3,760,900			13	948,577			[1]	[17,000]					[3]	[44,000]
愛 知			3	166,000	1	1,800,000					156	8,086,000			9	61,000	279	12,856,477
三 重			3	125,000													4	1,966,000
滋 賀			[1]	[1,693]													3	125,000
			39	1,163,093													[1]	[1,693]
			1	60,000													39	1,163,093
大 阪			(1)	(31,000)													1	60,000
和 歌 山			1	31,000													1	31,000
			5	74,600	2	690,000											7	764,600
鳥 取			42	813,600	5	1,450,000											47	2,263,600
島 根			17	169,500							5	204,000			1	900,000	6	1,104,000
岡 山			63	1,286,217							4	26,000					21	195,500
広 島			12	73,920													63	1,286,217
山 口			8	111,000													12	73,920
徳 島																	8	111,000
愛 媛			4	99,000							1	50,000					5	149,000
高 知			20	391,500	3	1,682,000					11	205,000					34	2,278,500
福 岡			46	1,054,400	1	1,000,000					7	182,500					54	2,236,900
佐 賀			4	134,800													[4]	[10,000]
長 崎			4	132,000	3	1,490,000											4	10,000
熊 本			10	81,600	1	150,000											7	1,622,000
大 分			3	320,000							1	18,000			<1>	<30,000>	<1>	<30,000>
宮 崎			5	69,000	3	6,401,559					53	1,258,300			1	30,000	13	279,600
									1	100,000	9	301,000					53	1,258,300
																	3	320,000
																	18	6,871,559
鹿 児 島			7	75,560							[4]	[19,900]					[4]	[19,900]
浜 松			3	160,000							49	977,100					56	1,052,660
																	3	160,000
補助計			(1)	(31,000)							(1)	(60,000)			<1>	<30,000>	<1>	<30,000>
			[3]	[28,693]	[1]	[91,193]	[1]	[144,000]			[5]	[36,900]					[4]	[10,000]
	6	1,391,000	465	12,769,710	28	16,234,752	43	8,747,577	1	100,000	297	11,319,900			20	1,197,960	860	51,760,899
直 轄 計															3	38,170	3	38,170
合 計	6	1,391,000	465	12,769,710	28	16,234,752	43	8,747,577	1	100,000	297	11,319,900			23	1,236,130	863	51,799,069

※上段（ ）内書は、公團分、[]内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月 2 回（15日、月末）国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html